

経 済 産 業 省

20250521資第8号

2025年9月17日

経済産業大臣 武藤 容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第27条の規定に基づく許可貯留区域等を表示する図面（北海道苫小牧市沖）の縦覧について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第4条第1項の規定に基づき試掘の許可をし、同法第24条の規定による告示をしたので、同法第27条の規定に基づき別紙のとおり許可貯留区域等を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

許可貯留区域等（許可試掘区域）を表示する図面

表 1 に掲げるアからカまでの 6 地点を順次結んだ線並びにア及びカの 2 地点を結ぶ線により囲まれる海陸面から、表 2 に掲げるキからコまでの 4 地点を順次結んだ線並びにキ及びコの 2 地点を結ぶ線により囲まれる海面を除いた海陸面の直下の深度 300 メートルから 2,500 メートル^{※1}までの間の区域。

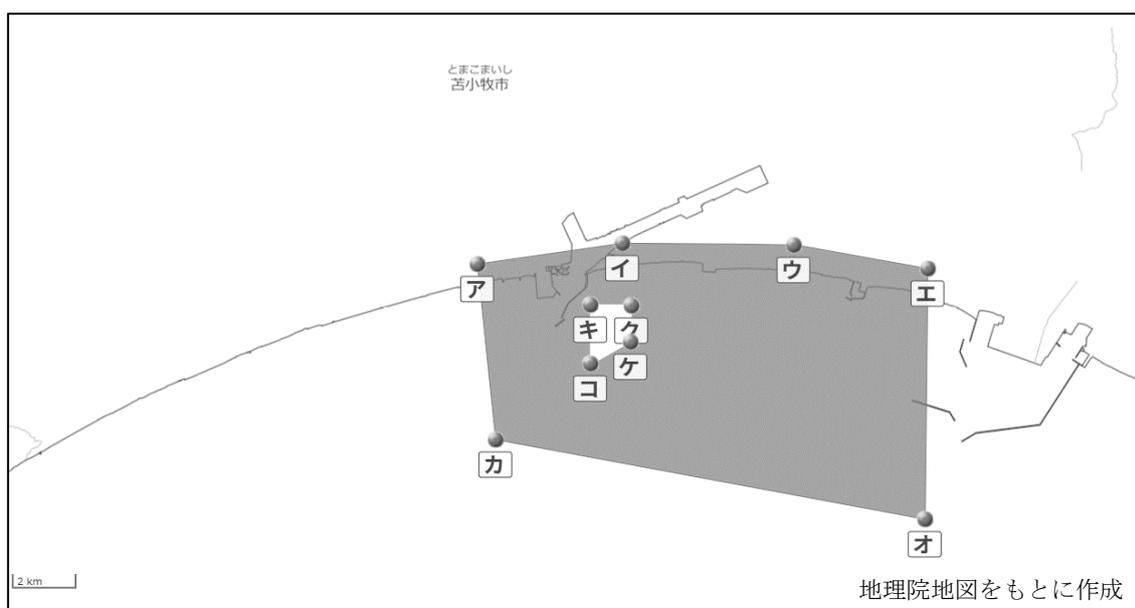


表 1 区域の直上の陸海城の頂点の座標値

	X 座標 (m) ^{※2}	Y 座標 (m) ^{※2}
ア	-151,985	-54,215
イ	-151,389	-49,735
ウ	-151,467	-44,442
エ	-152,232	-40,303
オ	-160,009	-40,418
カ	-157,444	-53,696

表 2 区域の直上の海域の頂点の座標値

	X 座標 (m) ^{※2}	Y 座標 (m) ^{※2}
キ	-153,284	-50,736
ク	-153,300	-49,469
ケ	-154,443	-49,486
コ	-155,109	-50,736

※1 深度は、東京湾平均海面を基準とする。

※2 頂点の座標値は、平成 14 年国土交通省告示第 9 号で定める平面直角座標第 1 2 系による。